

# 研究 活動上の 不正行為 防止のために

研究活動上の不正行為は大きな社会問題です。

研究者は何が不正行為にあたるのかを理解し、公正な研究活動を行ってください。

研究にあたっては本リーフレットの内容をご確認いただき、適正な研究活動を行ってください。

※研究者とは、研究に携わる学生のみならずも含まれます。

## 【相談窓口・通報窓口】研究交流推進課

TEL/0857-38-6704

E-mail/kouryu@kankyo-u.ac.jp

相談および通報を行ったこと、通報等に係る事実関係の調査に協力したことで不利益な取扱いを受けることはありません。



## 公立鳥取環境大学

Tottori University of Environmental Studies

## 研究活動上の不正行為

次の3つの行為は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において「特定不正行為」と定義されています。



### 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること



### 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること



### 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

### その他

- **不適切なオーサーシップ** 論文の著作者が適正に公表されていないこと
- **二重投稿** 他の学術誌等に既発表されたものや投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

## ▼ 本学の取組

### 基本方針および学内関連規程等

- ・公立鳥取環境大学における不正防止を推進するための基本方針
- ・公立鳥取環境大学における研究活動上の行動規範
- ・公立鳥取環境大学における研究活動上の不正行為の防止に関する規程

### 管理責任の明確化

学長を最高管理責任者とする管理体制を整備しています。

### 不正を事前に防ぐために

本学では、不正行為を防止するために研究倫理教育を実施しています。※日本学術振興会が提供する e-learning コンテンツ等を用いています。

## ▼ 不正行為に対する処分

不正行為が認定された研究に係る論文等において、

- ・不正行為に関与した著者または研究者
- ・著者ではないが不正行為に関与したと認められる者
- ・関与は認められないが、該当論文等に責任を負うものとして認定された研究者



- ◆ 研究の全部または一部中止
- ◆ 論文の取り下げ勧告
- ◆ 研究費の全部または一部返還
- ◆ 一定期間、応募資格の制限または停止
- ◆ 本学の規程等による処分

## ▼ 研究者の責務

- ◆ 公正な研究 ◆ 研究成果の発表 ◆ 法令等の遵守
- ◆ 不正行為疑惑への説明責任

研究実施にあたっては、法令や関連規則のほか、本学が定める各種規程等を遵守してください。

# 公的 研究費の 不正使用 防止のために

研究費の不正使用は大きな社会問題です。

研究者は何が不正使用にあたるのかを理解し、公正な研究活動を行ってください。

研究にあたっては本リーフレットの内容をご確認いただき、研究費の適正な使用を行ってください。

※研究者とは、研究に携わる学生のみならずも含まれます。

## 【相談窓口・通報窓口】総務課

TEL/0857-38-6701  
E-mail/soumu@kankyo-u.ac.jp

相談および通報を行ったこと、通報等に係る事実関係の調査に協力したことで不利益な取扱いを受けることはありません。



**公立鳥取環境大学**  
Tottori University of Environmental Studies

## 公的研究費の不正使用

次の行為は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」において不正使用とされています。



### カラ発注

架空発注により本学に代金を支払わせ、業者に預け金(プール金)として管理させること



### カラ出張

実体の伴わない出張費用を本学に支払わせること  
旅費の水増し請求や二重請求なども不正です！



### カラ謝金

実体の伴わない作業謝金を本学に支払わせること  
実体伴わない勤務簿等に基づく請求なども不正です！

### その他

- 目的外使用 研究目的で購入した物を目的以外に使用すること
- 不正受給 無資格者による経費の不正受給など

## ▼ 本学の取組

### 基本方針および学内関連規程等

- ・公立鳥取環境大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針
- ・公立鳥取環境大学における公的研究費等に関する行動規範
- ・公立鳥取環境大学における公的研究費等の取扱いに関する規程
- ・公立鳥取環境大学研究費の内部監査に係る細則

### 管理責任の明確化

学長を最高管理責任者とする管理体制を整備しています。

### 不正を事前に防ぐために

本学では、不正使用を防止するために研究倫理教育を実施しています。※日本学術振興会が提供する e-learning コンテンツ等を用いています。

## ▼ 不正行為に対する処分

- ・不正使用を行った研究者及びそれに共謀した研究者
- ・不正な手段により研究費を受給した研究者及びそれに共謀した研究者
- ・不正使用に直接関与していないが注意義務を著しく怠った研究者



- ◆ 研究費の交付決定の取り消し
- ◆ 研究費の全部または一部返還
- ◆ 一定期間、応募資格の停止
- ◆ 本学の規程等による処分

## ▼ 研究者の責務

- ◆ 研究費の適正な活用と管理
- ◆ 法令等の遵守

研究実施にあたっては、法令や関連規則のほか、本学が定める各種規程等を遵守してください。